

日本年金機構からのお知らせ

ご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による休業にともなう標準報酬月額の特例改定の延長は、令和4年12月を急減月とする申請をもって終了します

新型コロナウイルス感染症の影響による休業にともなう標準報酬月額の特例改定は、令和4年12月を急減月とする申請まで延長したうえで、特例措置を終了することになりました。

令和4年10月または11月を急減月とする特例改定の申請は、令和5年1月31日（火）まで、令和4年12月を急減月とする特例改定の申請は、令和5年2月28日（火）まで受付できますので、改定を希望される場合はお早めの手続きをお願いします。

- 現在、特例改定を受けている方について、令和5年の定時決定までに休業が回復した場合※¹は、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、速やかに休業回復の月額変更の届出※²が必要となります。
 - ※¹ 「休業が回復した場合」とは、実際の報酬支払の日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上）となった月の報酬月額による標準報酬月額が、従前の等級よりも2等級以上あがった場合です。
 - ※² 休業が回復した月の翌月より標準報酬月額が改定されます。
- 令和4年6月から12月を急減月として特例改定を受けた方の令和5年の定時決定は、通常どおり令和5年4月から6月までの報酬に基づき決定されます。定時決定の特例措置はありません。

本取扱いの詳しい要件や内容については、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

お知らせ

短時間労働者の適用拡大について<被保険者資格取得届提出の再確認のお願い>

令和4年10月からの短時間労働者の適用拡大に該当した事業所には、「特定適用事業所該当通知書」を送付しています。

「特定適用事業所該当通知書」が送付された事業所で、新たに被保険者の加入資格を満たす短時間労働者がいる場合は、事務センター等へ「被保険者資格取得届」等の提出が必要となります。

新たに特定適用事業所に該当した事業主の皆さまにおかれましては、短時間労働者の「被保険者資格取得届」の提出状況について今一度ご確認をお願いします。

※ 被保険者資格取得届の提出が必要な方について、届出が提出されていないことが後でわかった場合、事実発生日にさかのぼって被保険者資格取得届を提出していただくとともに、資格取得の月分までさかのぼって保険料の納付が必要となります。

お知らせ

厚生年金保険料等の還付請求の見直しに関するご案内

厚生年金保険料等に還付金が生じた場合、これまでは保険料等還付請求書を提出していただき、ご指定の口座に振込を行っていました。

令和5年1月から、厚生年金保険料等を口座振替により納付されている場合は、原則として口座振替の指定口座に振込を行うため、保険料等還付請求書の提出は不要となります。

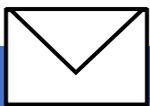
なお、口座振替の指定口座以外への振込をご希望の場合や、納入告知（納付）書により納付を行っている場合は、引き続き保険料等還付請求書の提出が必要です。

「事業所整理記号」「事業所番号」は、健康保険・厚生年金保険の適用事業所ごとに払い出しています。

届書をご提出いただく際には、事業所の「**事業所整理記号**」「**事業所番号**」を忘れずご記入ください。記入がない場合、事業所の特定に時間を要し、保険証の発行等の事務処理の遅れにつながります。

特に記入もれが多い項目ですので、ご協力をお願いします。（届書に記入欄がない場合は記入不要です。）

※ 「事業所整理記号」および「事業所番号」は、適用通知書や納入告知書等でご確認いただけます。年金事務所にお電話でご照会いただいても、お伝えすることができませんのでご注意ください。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、活動範囲によって『職域型』と『地域型』の2つに区分されており、ここでは事業所内でご活躍いただく、『職域型』年金委員をご案内します。

職域型年金委員について	
委嘱対象者	主に適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ●公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ●当機構が主催する年金委員研修への参加 ●当機構主催の事業所内における制度周知イベントの開催サポート など

『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※ 事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「年金委員制度」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>